

○豊橋市水道事業給水条例

昭和33年12月23日
条例第19号

豊橋市水道事業給水条例

本市議会の議決を経て、豊橋市水道給水条例（昭和24年豊橋市条例第32号）を、次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第22条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第23条—第32条）
- 第5章 管理（第33条—第38条）
- 第6章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は法令その他別に定があるもののほか、豊橋市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 本市水道事業の給水区域は、豊橋市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年豊橋市条例第38号）第2条第2項第1号アに規定する区域で、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第10条第1項の認可を受けた区域とする。

（全部改正〔昭和41年条例43号〕、一部改正〔平成10年条例26号〕）

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（一部改正〔昭和39年条例43号・平成10年26号・13年23号〕）

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、一般給水装置と私設消火せんの2種とする。

（全部改正〔昭和51年条例34号〕）

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第37条第1号において同じ。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申込みにより管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（一部改正〔昭和50年条例26号・平成10年26号・12年63号・令和6年18号〕）

（工事の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

2 管理者は、給水装置の新設又は改造の申込みに応ずるため、配水管を布設する必要があるときは、当該申込者にその費用を負担させることができる。

3 管理者は、給水装置の新設申込みに応ずるため、既設管から分岐するときは、既設管の布設に要した費用の一部を工事負担金として当該申込者に負担させることができる。

（一部改正〔昭和43年条例21号・50年26号・52年29号・平成10年26号〕）

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（全部改正〔平成10年条例26号〕、一部改正〔令和7年条例50号〕）

（給水管及び給水用具の指定）

第7条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（追加〔平成10年条例26号〕）

（工事費の算出方法）

第8条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときはその費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は別に管理者が定める。

（一部改正〔平成10年条例26号〕）

（工事費の予納）

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を管理者の指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。

（工事費の分納）

第10条 管理者が施行する工事のうち、新設又は改造の工事に限り管理者の承認を受けて12月以内においてその工事費を分納することができる。

2 分納により工事を施行した場合の給水装置所有権の移転時期は工事費が完納になったときとする。

3 前2項によるほか、分納について必要な事項は別に管理者が定める。

（一部改正〔平成10年条例26号〕）

（給水装置の変更等の工事）

第11条 管理者は配水管の移転、その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第12条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止しない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限又は停止等の原因により損害を生ずることがあっても市はその責を負わない。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、代理人を置かなければならない。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(管理人の選定)

第15条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共用するもの

(2) その他管理者が必要と認めたもの

2 管理者は前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(一部改正〔昭和51年条例34号〕)

(メーターの設置)

第16条 給水量はメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(メーターの保管)

第17条 メーターは管理者が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は善良な保管者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道利用者等は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途区分を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 代理人及び管理人に変更があったとき又はそれらの住所に変更があったとき。

(5) 給水装置の使用戸数に異動があったとき。

(一部改正〔昭和51年条例34号・56年17号・平成10年26号〕)

(私設消火せんの使用)

第19条 私設消火せんは消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火せんを消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会がなければならない。

3 私設消火せんには管理者が封をする。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、水が汚染され、又は漏水しないよう充分注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 水道使用者等は供給を受ける水に異常があると認めるときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

3 水道使用者等は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な措置を指定給水装置工事事業者又は管理者に依頼するものとする。

4 前2項の規定による届出又は依頼がなくても、管理者がその必要を認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

5 前2項の修繕その他に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

6 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(一部改正〔昭和50年条例26号・51年54号・平成10年26号〕)

(貯水槽水道に係る管理者の責務)

第20条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(追加〔平成14年条例50号〕)

(貯水槽水道に係る設置者の責務)

第20条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(追加〔平成14年条例50号〕)

(異議に対する責任)

第21条 給水装置の設置又は管理について利害関係人からの異議があっても市はその責に任じない。

第22条 削除

(削除〔平成10年条例26号〕)

第4章 料金、加入金及び手数料

(一部改正〔昭和43年条例21号・51年34号〕)

(料金の徴収)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の利用者から徴収する。

2 給水装置を共用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

3 料金は、2か月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、1か月ごとに又は随時に徴収することができる。

(一部改正〔昭和39年条例43号・49年31号・51年34号〕)

(料金)

第24条 料金は、1月につき次の表の基本料金と水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

メーターの口径	基本料金
13ミリメートル	480円
20ミリメートル	1,310円
25ミリメートル	2,250円
30ミリメートル	3,500円
40ミリメートル	6,900円
50ミリメートル	12,000円

75ミリメートル	32,400円
100ミリメートル	66,100円
150ミリメートル	183,000円
200ミリメートル	378,000円

用途区分	水量料金				
一般用	10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超えるもの
	1立方メートルにつき 57円	1立方メートルにつき 85円	1立方メートルにつき 121円	1立方メートルにつき 189円	1立方メートルにつき 269円
臨時用	1立方メートルにつき				289円
私設消火栓用	火災の場合以外 1栓10分までごとに				289円

備考 水量料金のうち使用水量1立方メートルにつき1円は、水源林保全のために使用する。

2 用途区分の適用基準については、管理者が定める。

(一部改正〔昭和40年条例20号・43年21号・48年25号・51年34号・56年17号・59年20号・平成元年24号・9年2号・10年26号・17年22号・25年34号・31年14号・令和7年62号〕)

(水量料金の算定)

第25条 前条第1項に規定する水量料金の算定の基礎となる使用水量は、メーターを2か月分一括点検し、その点検した日の属する月分及びその前月分の使用水量として料金を算定する。この場合の使用水量は各月均等とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、1か月ごとに又は随時にメーターを点検してその使用水量を算出し、料金を算定することができる。

(全部改正〔昭和49年条例31号〕)

(使用水量及び用途区分の認定)

第26条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量又は用途区分を認定する。

(1) メーターの異状その他により使用水量が不明のとき。

(2) 用途区分その他料金算定基準が事実と相違するとき。

(一部改正〔昭和56年条例17号・平成10年26号〕)

(料金徴収の特例)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、使用日数が15日未満のときはその月分について所定額の2分の1とし、15日以上ときは1月分として算定する。

2 月の中途においてその用途区分又はメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い用途区分又はメーターの口径とみなして料金を算定する。ただし、その使用日数が同数の場合は、変更後の用途区分又はメーターの口径とみなして料金を算定する。

(全部改正〔平成10年条例26号〕)

第28条 料金納付後その料金に増減ができたときは、次回の徴収の料金でこれを精算することができる。

(料金の前納)

第29条 水道の臨時使用申込みその他管理者が必要と認めるときは、3月分以内の料金概算額を前納させることができる。

2 前項の前納金は、使用をやめたときに精算し、過不足額があるときは還付し、又は追徴する。

(一部改正〔平成10年条例26号〕)

(料金等の督促)

第30条 料金、手数料及び工事費等を納付期限までに完納しない場合は督促状を發する。

(一部改正〔昭和43年条例21号・51年34号・平成10年26号・19年14号〕)

(加入金)

第30条の2 加入金は、次の区分により給水装置の新設及び増径工事の申込者から徴収する。

メーターの口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	備考 増径工事のときは、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。
加入金	円 77,000	円 209,000	円 352,000	円 550,000	円 1,100,000	円 1,870,000	
メーターの口径	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル	250ミリメートル	300ミリメートル	
加入金	円 5,060,000	円 10,450,000	円 28,600,000	円 59,400,000	円 105,600,000	円 168,300,000	

2 加入金は、給水装置工事の承認後、管理者の指定する期日までに徴収する。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事着手前に申込みを取り消した場合その他管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(全部改正〔昭和51年条例34号〕、一部改正〔昭和56年条例17号・59年20号・平成元年24号・9年2号・10年26号・25年34号・31年14号〕)

(手数料)

第31条 手数料は、次の区分により徴収する。

(1) 給水装置工事手数料

種別及び単位		金額
新設	口径20ミリメートル以下のもの 1件につき	1,400円
	口径25ミリメートル以上のもの 1件につき	7,000円
その他	1件につき	1,400円

(2) 給水管接続手数料 1件につき 13,000円

(3) 図面の複写手数料 1枚につき 250円

(4) 公簿及び図面の閲覧並びに各種証明手数料 豊橋市手数料条例(平成12年豊橋市条例第18号)に定める額

(5) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円

(6) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 7,000円

(全部改正〔昭和51年条例54号〕、一部改正〔昭和59年条例20号・平成10年26号・12年18号・19年14号・令和元年14号〕)

(料金、加入金及び手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金及び手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(一部改正〔昭和43年条例21号・51年34号〕)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(全部改正〔平成10年条例26号〕、一部改正〔平成12年条例63号・14年20号・令和元年14号・6年18号〕)

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が第8条の工事費、第20条第3項及び第4項の修繕費、第24条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。

(3) 水道の利用者が正当な理由がなく、第33条の検査を拒み、又はその指示を履行しないとき。

(4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなおこれを改めないとき。

(一部改正〔昭和50年条例26号・平成10年26号〕)

(給水装置の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切りはなすことができる。

(1) 給水装置を3か月以上使用せず、かつ、所有者の所在が不明のとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込がないと認めるとき。

(過料)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく、第16条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第33条の検査又は第34条及び第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(全部改正〔平成10年条例26号〕)

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

(一部改正〔平成10年条例26号・11年61号〕)

第6章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

(豊橋市簡易水道管理条例中改正条例)

2 豊橋市簡易水道管理条例(昭和31年豊橋市条例第24号)中、次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 簡易水道の給水装置及び給水については、豊橋市水道事業給水条例第2章及び第3章の規定を準用する。

第4条第1号中「給水条例第16条」を「豊橋市水道事業給水条例第24条」に改める。

第7条中「給水条例第28条から第30条まで」を「豊橋市水道事業給水条例第5章」に改める。

附 則（昭和39年4月1日条例第43号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日条例第43号）抄

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日条例第21号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の条例第24条の規定は、昭和43年5月分の料金から適用する。

附 則（昭和47年3月31日条例第19号）

1 この条例は、昭和47年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前にこの条例による改正前の豊橋市水道事業給水条例第5条の規定により給水装置の新設等の申し込みをした者に係る分担金の徴収については、この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月31日条例第25号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例第24条及び第27条の規定は、同年5月分の料金から適用する。

附 則（昭和49年4月1日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日条例第26号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第34号）

1 この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条及び第27条の規定は、同年5月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同月前の月までの分の料金については、なお従前の例による。

2 施行日前にこの条例による改正前の豊橋市水道事業給水条例第5条の規定により給水装置の新設等の申し込みをした者に係る加入金の徴収については、改正後の条例の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則（昭和51年10月6日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第29号）

1 この条例は、昭和52年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の豊橋市水道事業給水条例第6条第3項の規定は、施行日以後に給水装置の新設の申込みをした者に係るものから適用し、同日前に申込みをした者に係るものについては、なお、従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日条例第17号）

1 この条例は、昭和56年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項の規定は、昭和56年5月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同月前の月までの分の料金については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係

る加入金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項の規定は、昭和59年5月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同月前の月までの分の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、同日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日条例第24号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の豊橋市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第1項の規定は、平成元年6月分の料金（料金計算の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同年5月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

（豊橋市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第40条の規定による改正後の豊橋市水道事業給水条例（次項において「改正後の水道事業給水条例」という。）第24条第1項の規定は、平成9年6月分の料金（料金計算の基礎となる同年5月1日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。）から適用し、同年5月分までの料金については、なお従前の例による。

- 2 改正後の水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第26号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第61号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第63号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第23号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月19日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第22号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (前略) 第6条の規定による改正前の豊橋市水道事業給水条例(中略)の規定に基づき、この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月12日条例第34号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)

(豊橋市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第4条の規定による改正後の豊橋市水道事業給水条例(次項において「改正後の水道事業給水条例」という。)第24条第1項の規定は、平成26年6月1日以後に行ったメーターの点検に基づく料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に基づく料金については、なお従前の例による。

- 2 改正後の水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月27日条例第14号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(豊橋市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の豊橋市水道事業給水条例(次項において「改正後の水道事業給水条例」という。)第24条第1項の規定は、平成31年12月1日以後に行うべきメーターの点検に基づく料金から適用し、同日前に行った、又は行うべきであったメーターの点検に基づく料金については、なお従前の例による。

- 2 改正後の水道事業給水条例第30条の2第1項の規定は、施行日以後の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の給水装置の新設及び増径工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日条例第14号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第18号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月26日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月19日条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第24条第1項の規定は、令和8年5月分の料金(料金計算の基礎となるこの条例の施行の日以後最初の1月間の使用水量に係る料金をいう。)から適用し、同月の月までの分の料金については、なお従前の例による。